

6 初任給基準又は給料表の適用を異にする異動

(1) 職務の級の決定基準

- (ア) 異動後の職務に応じたものであること。
- (イ) 級別資格基準表に定めのある職務の級に異動させる場合は、同表に定める資格を有していること。
- (ウ) 級別資格基準表に定める資格基準に従い決定すること。

規則7-33
第25条
規則7-33
第27条

(2) 号俸決定の基準

次の基準により、異動後の号俸を決定する。

- ※ 初任給基準表を異にする異動により昇格又は降格した職員の号俸については、昇格及び降格の場合の号俸に関する規定は適用しない。

規則7-33
第26条, 第28条
〔昭和44年通知〕
第91号
第26条関係
〔昭和40年通知〕
第249号

(ア) 初任給基準を異にする異動

職員が給料表の適用を異にすることなく初任給基準表に異なる初任給の定めがある他の職種に属する職務に異動すること。

- (i) 「人事委員会の定める異動」に該当する場合には、異動の日の前日における号俸を人事委員会の定めるところにより調整した場合に得られる号俸
- (ii) (i) 以外の異動による場合は、新たに職員となったとき（免許等を必要とする職務の級に異動した者にあつては、その免許等を取得した時）から異動後の職務と同種の職務に引き続き在職したものとみなして、その時の初任給を基礎とし、かつ、部内の他の職員との均衡及びその者の従前の勤務成績を考慮して、昇格、昇給等の規定を適用して再計算した場合に異動の日に受けることとなる号俸

規則7-33
第26条第1項第3号
第1号

(イ) 給料表の適用を異にする異動

職員が給料表の適用を異にして他の職務に異動すること。

新たに職員となったとき（免許等を必要とする職務の級に異動した者にあつては、その免許等を取得した時）から異動後の職務と同種の職務に引き続き在職したものとみなして、その時の初任給を基礎とし、かつ、部内の他の職員との均衡及びその者の従前の勤務成績を考慮して、昇格、昇給等の規定を適用して再計算した場合に異動の日に受けることとなる号俸

規則7-33
第28条

(例) 給料表の適用を異にする異動をした場合 (令4.4.1付けで行政職から研究職への異動)

〔行政職〕				〔研究職〕			
平30. 8		大学卒業程度試験合格					
平31. 3		大学卒					
平31. 4. 1	採用		行1-29	平31. 4. 1	採用		研1-29
令2. 1. 1	昇給		1-32	令2. 1. 1	昇給		1-32
令3. 1. 1	昇給		36	令3. 1. 1	昇給		36
令4. 1. 1	昇給		40	令4. 1. 1	昇給		40
				令4. 4. 1	給料表異動		40

(3) 号俸決定の特例

(ア) 前記(2)による号俸が新たに職員となったものとした場合に初任給として受けるべき号俸に達しないときは、当該初任給として受けるべき号俸をもって、その者の異動後の号俸とすることができる。

(イ) 規則7-33第17条又は第18条の規定を適用を受けて初任給を決定された職員(「人事委員会の定める異動」に該当する者を除く。)は、あらかじめ人事委員会の承認を得てその者の異動の日に受けることとなる号俸を決定する。

規則7-33

第26条第2項

規則7-33

第26条第1項第2号